

吹田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則を次のとおり定めます。

令和6年1月31日

吹田市長 後藤 圭 二

## 吹田市規則第 2 号

### 吹田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和5年吹田市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 電子証明書 電子署名を行った者であることを確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録であって、次に掲げるもの（本市の機関等の使用に係る電子計算機から認証することができるものに限る。）をいう。
  - ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
  - イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成し、管理するもの
  - ウ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定により登記官が作成したもの
  - エ その他本市の機関等が指定するもの

2 前項に定めるもののほか、この規則における用語の意義は、条例の例による。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める電子情報処理組織は、本市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機（本市の機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続することができ、正常に通信するこ

とができる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、本市の機関等が定めるところにより、次に掲げる事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機(本市の機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続することができ、正常に通信することができる機能を備えたものに限る。)から入力して、申請等を行わなければならない。ただし、当該申請等を行う者が、第2号に掲げる事項を入力することに代えて、同号の併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録を提出することを妨げない。

(1) 当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項

(2) 当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項又は電磁的記録に記録すべき事項

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、本市の機関等の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せて必要とするものを含む。)を行う者が、第1項の規定により、当該複数の書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項が入力されたものとみなす。

4 条例第3条第5項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると本市の機関等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると本市の機関等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第5条 条例第4条第1項の規則で定める電子情報処理組織は、本市の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機(本市の機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続することができ、正常に通信することができる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 本市の機関等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を本市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 条例第4条第1項ただし書の規則で定める方式は、次の各号のいずれかの方式と

する。

- (1) 前条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の本市の機関等の定めるところによる届出

3 条例第4条第5項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると本市の機関等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると本市の機関等が認める場合  
(電磁的記録による縦覧等)

第7条 本市の機関等は、条例第5条第1項の規定により当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法若しくは当該本市の機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第8条 本市の機関等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を本市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第9条 条例第3条第4項の規則で定める措置は、電子署名（電子証明書が併せて送信されるものに限る。以下この条において同じ。）及び第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

2 条例第4条第4項の規則で定める措置は、電子署名とする。

3 条例第6条第3項の規則で定める措置は、電子署名とする。

(適用除外の事由)

第10条 条例第7条第1号の規則で定める手続等は、次に掲げる事由により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと本市の機関等が認める手続等とする。

- (1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること。
- (2) 申請等に係る書面等の原本を確認する必要があること。
- (3) 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があること。
- (4) 処分通知等に係る書面等を携帯し、又は提示する必要があること。
- (5) 前各号に掲げる事由に類するものとして本市の機関等が認める事由

(添付を要しない書面等)

第11条 条例第8条の規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の上欄に掲げる書面等とし、条例第8条の規則で定める措置は、当該書面等の区分に応じ同表の下欄に掲げる措置とする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、行政経営部長が定める。

附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。